

アンチ・ドーピングのためのスライド資料

全剣連アンチ・ドーピング委員会

ドーピングとは？

- 競技力を高めるために特定の物質や特殊な方法などを使用したり、それらの使用を隠したりする行為のこと。
- 使用が禁止されている物質や方法については、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が毎年、規定し、日本語に翻訳されたものが日本アンチ・ドーピング機構(JADA)によって公開されている。

ドーピングはなぜ悪いのか？ ⇒ 多くの副作用

- 興奮剤(カフェイン、エフェドリン、コカイン etc)
⇒ 心悸亢進(動悸、頻脈)、不整脈
- 麻薬性鎮痛剤(モルヒネ、コデイン、ペンタゾシン etc)
⇒ 幻覚、妄想
- 蛋白同化ホルモン(アナボリック・ステロイド)
⇒ 男性化
⇒ 不整脈、突然死、悪性腫瘍の増加
- 利尿剤 ⇒ 血圧低下、ショック、精神症状
- 成長ホルモン
⇒ 末端肥大、糖尿病、悪性腫瘍
- 赤血球増加法(自己輸血、エリスロポエチン)
⇒ 脳梗塞、心筋梗塞、突然死

剣道でもドーピング検査は行われるのか？

- **行われる。**
- 国際剣道連盟(FIK)は、WADAが規定する世界ドーピング防止規程を採択している。このために、全剣連を含む各国の剣道連盟ではドーピングが禁止されており、ドーピング検査を行うことが義務づけられている。
- 現在では、世界選手権大会、全日本選手権大会、国体など、特定の大会においてドーピング検査が行われている。

競技外検査と競技会検査

- 競技外検査 (OCT: out-of-competition test)

抜き打ちの検査。主に居場所情報登録選手 (RTPA: registered testing pool athlete)が対象となる。選手はインターネット上のアンチドーピング管理運営システム (ADAMS) を通じて、四半期ごとに3ヶ月分の居場所情報を登録する必要がある。

- 競技会検査 (ICT: in-competition test)

競技の12時間前から競技終了時までに行われる検査。ドーピング検査を行う大会に参加する選手が対象となる。治療のために禁止薬物をやむを得ず使用する場合には、TUE (therapeutic use exemptions; 治療使用特例) の提出が必要。

現在の居場所情報登録選手（RTPA）

2017年度

日本：4名

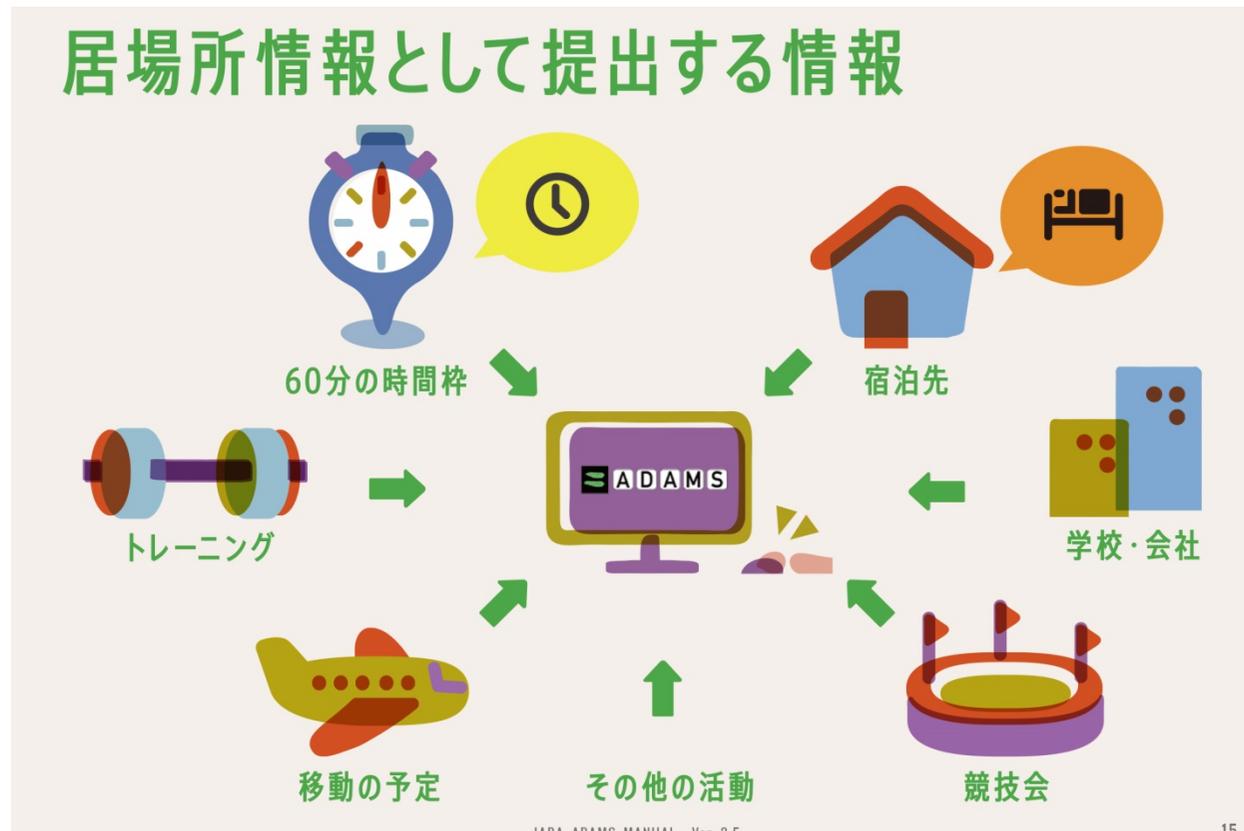
韓国：2名、

アメリカ、ドイツ、フランス、ブラジル：各1名

任期は1年で、毎年、指名選手が変わる

居場所情報登録選手（RTPA）の義務

- IF（国際競技連盟）あるいは JADA に指名された選手が四半期ごとに毎日の活動に関する情報を報告する。



居場所情報登録選手（RTPA）の義務

- もっとも大事なものは「**60 分の時間枠**」。その時間に抜打ち検査がある可能性があり、指定の場所に居ないと報告義務違反となる



5:00~23:00の間で必ず検査に対応できる
(検査員と会うことができる)60分間のことです。

競技者は60分の時間枠で特定された場所において、検査に応じる義務があります。
また、居場所情報提出の際は提出の対象となっている期間全ての日に指定しなくてはなりません。

1年間で 3 回違反すると、アンチ・ドーピング違反（＝資格停止）

居場所情報関連義務違反について

資格停止になる可能性もあります。

居場所情報関連義務違反

Whereabouts Failure

居場所情報の提出と居場所情報を基に実施される検査に関して定められている規則に違反すること。

Please indicate an overall score for this application.

提出義務違反

Filing Failure

居場所情報を決められた期日までに提出していない、もしくは内容の更新を正確に行っていない場合、提出義務違反になる可能性があります。



検査未了

Missed Test

競技者が特定した60分の時間枠において検査に対応することができなかった場合、検査未了となる可能性があります。



アンチ・ドーピング規則違反

Anti-Doping Rule Violation

居場所情報関連義務違反（提出義務違反、検査未了）が12ヶ月間で3回生じた場合、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。



アンチ・ドーピング規則違反

ドーピングで禁止されている物質や方法には どんなものがあるのか？

① 常に禁止される物質と方法(競技会時、競技会外)

禁止物質: 無承認物質、蛋白同化薬(アナボリックステロイド)、
ペプチドホルモン、成長因子及び関連物質、
ベータ2作用薬、ホルモン調節薬及び代謝調節薬、
利尿薬及び他の隠ぺい薬、

禁止方法: 血液、血液成分の操作、化学的及び物理的操作、
遺伝子ドーピング

要注意！不用意な点滴はドーピング扱いをされる可能性あり。

世界アンチ・ドーピング防止規程には次のような記載がある

「静脈内注入および 6 時間で 50 mL を越える静脈内注射は禁止される。ただし、医療機関の受診過程(※)、また、臨床的検査において受ける静脈内注射は除く」。

※ JADAによる注:救急搬送中の処置、外来および入院中の処置をすべて含む。

⇒ **競技会場、移動途中や合宿などの点滴はダメ！**

理由:水分や塩分は経口的に摂取できるはず。
医療上、どうしても必要と認められたものだけしか認められない。

ドーピングで禁止されている物質や方法には どんなものがあるのか？

① 常に禁止される物質と方法

禁止物質：無承認物質、蛋白同化薬、ペプチドホルモン、成長因子及び
関連物質ベータ2作用薬、ホルモン調節薬及び代謝調節薬、
利尿薬及び他の隠ぺい薬

禁止方法：血液、血液成分の操作、化学的及び物理的操作、遺伝子ドーピング

② 競技会検査において禁止される物質と方法

禁止物質：興奮薬、麻薬、糖質コルチコイド(ステロイド薬)など

③ 特定の競技において禁止される物質

剣道では該当するものはない。

糖質コルチコイドの使用

- 競技会時のみの禁止物質。
- 全身的使用（経口使用、静脈内使用、筋肉内使用、経直腸使用はすべて禁止（やむを得ず使う場合には TUE が必要））。
- 皮膚、点眼、点鼻、点耳、口腔内、関節内注射、関節周囲注射、腱周囲注射、硬膜外注射、皮内注射、吸入などは申請不要。

例えば、痔の治療で肛門付近の皮膚に糖質コルチコイドの軟膏を塗る場合は TUE 申請は不要だが、糖質コルチコイド入りの坐薬を使用する場合には TUE 申請が必要。

大会前に怪我をして、緊急に病院で「糖質コルチコイド」の関節内注射を受けた。どうしたらいいか？

- 医療機関における糖質コルチコイドの局所注射（局所使用）は禁止されていないので、**TUE は不要**。
- 医療記録（カルテ、様式任意）を必ず保存すること。
- 競技会のドーピング検査の結果、糖質コルチコイドが検出された場合には（以下は日本国内の場合）、
 - (1) JADAがアスリートに使用状況を問い合わせる、
 - (2) アスリートは、上記の医療記録を JADA に提出し、局所使用であることを証明する（=医療記録必要）、
 - (3) JADA が、検出結果がその医療記録と矛盾しないか確認し、局所注射使用かどうかを判断する、
 - (4) JADA が局所注射使用であると確認した場合、アスリートは違反なしと判断される。

喘息治療の注意点は？

- 吸入サルブタモール、吸入サルメテロール、吸入ホルモテロールおよび糖質コルチコイドの吸入は禁止されていないので、TUE は不要。
- 「吸入サルブタモール、吸入サルメテロールおよび吸入ホルモテロール」以外の吸入ベータ2作用薬を使用する際には、あらかじめ医療情報を添えて、TUE 申請が必要しかし、本当に必要なことが証明できないと、申請は通らない。
- JADA ホームページ「気管支喘息治療に関する TUE 申請のためのチェックリスト」を参考にする。

通常のドーピング検査の流れ：どのように行われるか？

通告：検査対象者が競技終了後にシャペロン(係員)から通告される。

受付：通告を受けたら、速やかにドーピング検査室に行く。
検査を拒否するとドーピング防止規則違反となる。
検査室には一人の付き添いが認められる。

採尿：採尿カップを選び、同性の検査員の立会のもとにトイレで採尿。

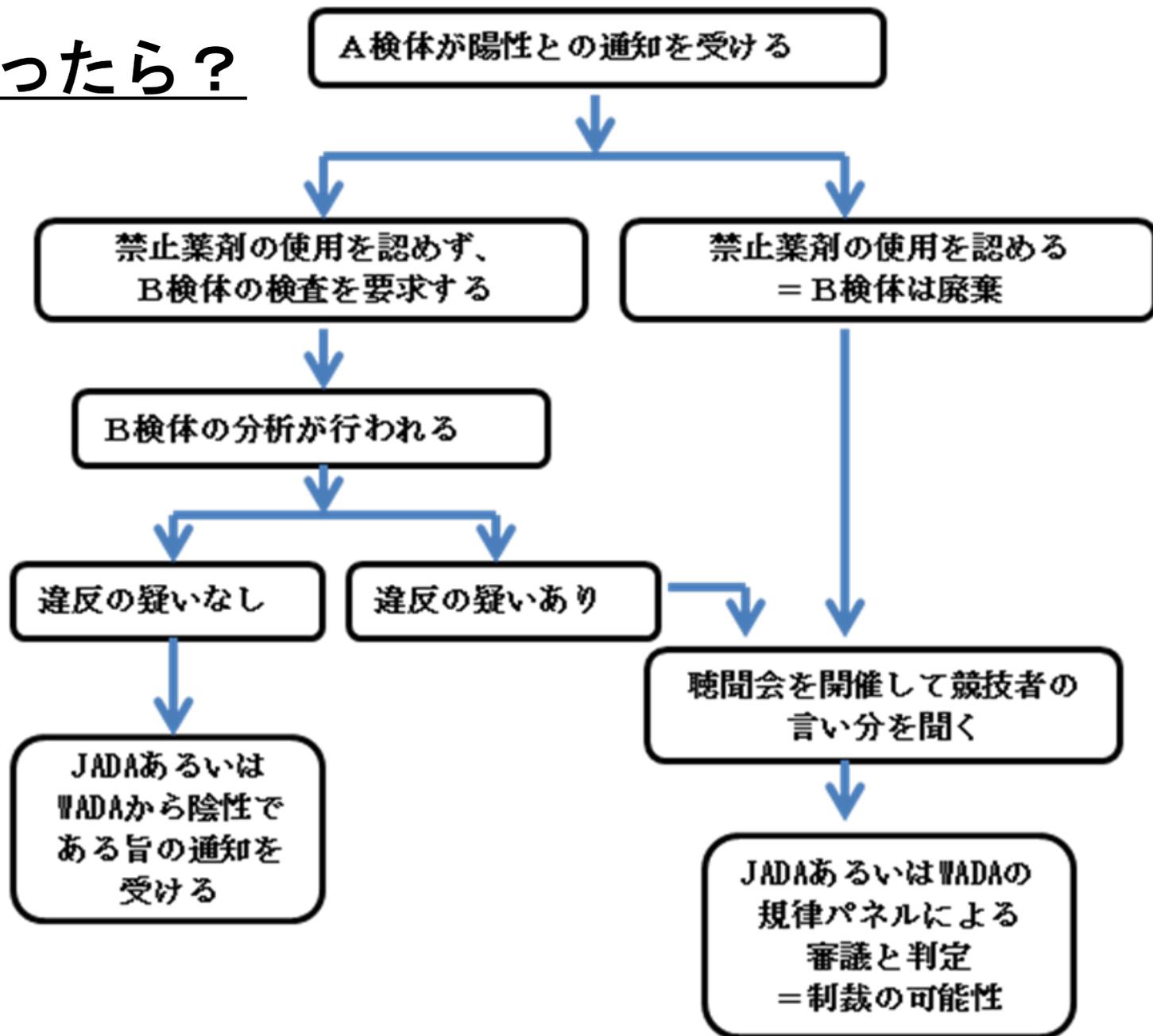
分注・封印：尿をA・B 二つの検体用ボトルに分注し、封をする。

薬物の申告：7日以内に使用した薬物とサプリメントを申告。

コメント：検査手続き中に気づいたことがあれば申告。

署名：公式記録書の記載内容、手続きに問題なかったかを確認後、署名。アスリート用の写しを貰う(要保管)。

検査で陽性になったら？



規律パネルの決定に不服があるときには？

- 国際大会の場合には、スイス・ローザンヌの仲裁裁判所(CAS)に不服申し立てができる。
- それ以外の場合には、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)に不服申し立てができる(決定の日から14日以内)。

制裁の内容

- アスリートの成績・記録の抹消、資格停止
- サポートスタッフなど、違反に関与した者に対しても制裁が課せられることがある。

小括

ドーピング防止規則違反になる行為とは？

1. ドーピング検査で使用する検体に禁止物質が存在すること。
2. 禁止物質または禁止方法を使用すること。またはその使用を企てること。
3. 検体採取を拒否、回避すること。
4. 競技外検査に関する義務に違反すること。
5. ドーピング検査の一部を不当に改変すること。
6. 禁止物質または禁止方法を保有すること。
7. 禁止物質または禁止方法の不正取引を実行すること。
8. アスリートに対して、禁止物質または禁止方法を投与・使用すること。

病気やけがの治療でドーピング禁止物質を使えるか？－1

- 使える。ただし、条件付きで。
- 「治療使用特例(TUE)」の申請が必要。
- TUE 申請が必要な競技会は JADA ホームページに掲載。
- 申請は、国内競技会では JADA の TUE委員会、国際競技会の場合は FIK の TUE 委員会に対して各選手が行う。申請書はホームページ(JADA, 全剣連)からダウンロードする。

病気やけがの治療でドーピング禁止物質を使えるか？－2

- TUE が承認されるためには、次の条件が必要。
 1. 医療行為は、特定選手の疾病または傷害を治療するために必要なものでなければならない、
 2. その状況下で、ドーピングの定義に該当しない有効な治療が他にないこと、
 3. その医療行為が選手の運動能力を高めないこと、
 4. その医療行為に先立って、選手の医学的診断がなされていること、
 5. その医療行為が資格のある医療担当者により、適切な医療環境においてきちんと実施されること、
 6. その医療行為にかかわる適切な記録が保持されており、閲覧できること。

詳しくは、ネット上の「医師のための TUE 申請ハンドブック」を参照。

お薬を使用しなければいけない時には何に注意したらいいか？

- お薬には禁止物質が含まれている可能性がある。
従って、よく調べてから使用することが必要。

- 自分で調べてわからない場合には？
 1. 日本薬剤師会発行の「**薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック**」を見る。使用可能な市販薬の一覧が出ている。
 2. **スポーツファーマシストの居る薬局で聞く。**
 **Sports Pharmacist** スポーツファーマシスト
 3. **薬剤師会のドーピング防止ホットラインに電話をして聞く。**
 4. **Global DRO Japanというサイトにログインして調べる。**

サプリメントは大丈夫か？

1. サプリメントは「栄養補助食品」であり、お薬とは異なり、製造、販売等の規制がきびしくない。
2. サプリメントには成分が明らかにされていないものが多い。なかには禁止物質を含むものがある(必ずしも表示がされていない)
3. 国産のものについては、安全なものは JADA のホームページに一覧が掲載されている。

JADA認定商品（禁止物質の混入無しというお墨付き）の存在



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

[JADAについて](#)

[情報公開](#)

[規程 / 書](#)

下記の商品は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の審査を経てWADA2015年禁止表（The World Anti-Doping Code THE 2015 PROHIBITED LIST INTERNATIONAL STANDARD）に抵触しないJADA認定商品として承認されています。（2015年4月1日現在 登録順）

[+](#) [大塚製薬株式会社 認定商品一覧](#)

[+](#) [味の素株式会社 認定商品一覧](#)

[+](#) [森永製菓株式会社 認定商品一覧](#)

[+](#) [株式会社明治 認定商品一覧](#)

[+](#) [株式会社ドーム 認定商品一覧](#)



JADA認定商品マーク

このマークは、JADAが認定商品として認めた商品に対し、ラベル上での貼付用に用いるマークです。JADAの設ける基準をクリアしていることを表し、JADAとしての保証を示しています。

大塚製薬の JADA 認定商品（一例）

- ポカリスエット（液体）
- ポカリスエット（粉末）
- エネルゲン（液体）
- エネルゲン（粉末）
- エネルゲン FAST BREAK ゼリー
- カロリーメイトブロック（チーズ味）
- カロリーメイトブロック（フルーツ味）
- カロリーメイトブロック（チョコレート味）
- カロリーメイト・ブロック（メープル味）
- カロリーメイト 缶（カフェオレ味）
- カロリーメイト 缶（コーヒー味）
- カロリーメイト 缶（ココア味）
- カロリーメイト ゼリー
- アミノバリュー パウダー 8000
- アミノバリューサプリメントスタイル

サプリメントは大丈夫か？

1. サプリメントは「栄養補助食品」であり、お薬とは異なり、製造、販売等の規制がきびしくない。
2. サプリメントには成分が明らかにされていないものが多い。なかには禁止物質を含むものがある(必ずしも表示がされていない)
3. 国産のものについては、安全なものはJADAのホームページに一覧が掲載されている。
4. サプリメントの服用は自己責任で。

サプリメントはあくまで「足りないものを足す」という補足的なもの。
しかし、**殆どの成分は食物によって十分に摂取することができる。**

今後のドーピング検査の方向

- 尿検査だけではわからないことがある。
- 血液検査も必要な場合がある (ex. ヒト成長ホルモン)。
- 生体パスポート (biological passport) の導入
 - 一定期間、選手の生物学的マーカーを記録し、これを照合することでドーピングを検知しようとする検査手法。従来は、一発検査だったが、生体パスポートでは継続的な観察によりドーピングを検知する。
- 採血によるリスク (神経損傷) をどうするか？